

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2015年12月25日

当社は、本日、原子炉等規制法(※1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(※2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。  
今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

### 主な内容

2016年4月1日の本店組織および浜岡原子力発電所組織の一部改定に伴い、保安規定の関連条文を変更します。

#### **1 本店組織の一部改定に伴う変更**

原子力本部管下に設置する「原子力土建部」に、発電本部管下の「土木建築部」の所掌業務のうち原子力関係業務を移管します。

#### **2 浜岡原子力発電所組織の一部改定に伴う変更**

浜岡原子力発電所管下に設置する「土木建築部」に、浜岡原子力発電所管下の「保修部」の所掌業務のうち土木建築関係業務を移管します。

また、その他記載の適正化をおこないます。

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい  
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を  
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ  
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子  
力規制委員会の認可を受ける規定です。

以 上